

第二十四回国会
衆議院

大蔵委員會議録第三十五号

昭和三十一年五月十日(木曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事藤枝 泉介君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

理事浅香 忠雄君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事川島正次郎君

理事竹内 俊吉君 理事内藤 友明君

理事保利 茂君 理事坊 秀男君

理事前田房之助君 理事有馬 輝武君

理事石山 權作君 理事木原津與志君

理事竹谷源太郎君 理事田万 廣文君

理事平岡忠次郎君 理事石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席政府委員

大蔵事務官 (主税局長) 渡邊喜久造君

委員外の出席者

文部事務官(管理 局学校給食課長) 宮川 孝夫君

専門員 椎木 文也君

五月八日

委員中山榮一君辞任につき、その補

欠として渡邊良夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補

欠として中山榮一君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員坊秀男君、有馬輝武君及び横

重吉君辞任につき、その補欠として

福永一臣君、和田博雄君及び大西正

道君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同日

委員福永一臣君辞任につき、その補

欠として坊秀男君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員大西正道君及び和田博雄君辞任

につき、その補欠として横重吉君

及び有馬輝武君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員大西正道君及び和田博雄君辞任

につき、その補欠として横重吉君

及び有馬輝武君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員大西正道君及び和田博雄君辞任

につき、その補欠として横重吉君

及び有馬輝武君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員大西正道君及び和田博雄君辞任

につき、その補欠として横重吉君

及び有馬輝武君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員大西正道君及び和田博雄君辞任

につき、その補欠として横重吉君

及び有馬輝武君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員大西正道君及び和田博雄君辞任

につき、その補欠として横重吉君

及び有馬輝武君が議長の指名で委員

に選任された。

いるあります。この監査証明の制度を

とるとすれば、申告納税の制度に非常

な影響がある、ここに問題がある。ま

た特別試験の制度によって、税務職員

を特に税理士にする恩恵を与えようと

する、これは非常に重大な問題であり

ます。税務職員に対してこういう身分

上の特権を与えるということにつきま

して、これは同じ大蔵省の役人の方々

が立案をし、説明をするということ

は、どうもお手盛り法案のような感じ

がいたしますので、これは特に大蔵大

臣にお尋ねをいたしたい。今まで税法

の立案、御説明につきましましては、主税

局初め特に大蔵省の方々には、非常に公

平な態度でやっておられるということ

に常に私は敬意を表し、この国会でも

税法案をほとんど無傷で通しておるよ

うなことであります。しかし今回の税

理士の法案については、特に大蔵省の

職員的身分に関するものであり、しか

もかつ税理士会あるいは計理士会ある

いは税務職員組合、そういうものの内

部の妥協に走って、いささか私ども納

得を欠くような規定が多いように思う

のであります。以下特に大蔵大臣の

御答弁をわづらわすことについて、お

尋ねを申し上げたいと思うのであり

ます。

現在の税理士でも、六千数百名の税

理士の中で、かつて税務官吏であった

方々はその半数以上を占めておると思

うのであります。この税務官吏をして

おられた方々が、その職場をやめて直

ちに税理士になって、業者となつて、

今度は役所に出入りする。かつての職

場にあつてなつておつた事柄に關連

することを、今度は業者となつて外か

ら入つてきてお話しをなさる。そうす

れば、かつては同僚であつた、かつて

は部下であつた税務職員と、今度は税

理士として業者の立場でお話し合いを

なさる。かつては税金をとる、納めさ

せる側であつた、今度はむしろ納税者

の味方になつて、税金をなるべく合理

的に軽減させようという立場、立場が

全然違ふ。こういうふうには、税務官

吏が税理士にならるということについ

ては、税務行政上非常に弊害が多いの

ではないかということを私はかねがね

心配してゐるのであります。この点に

ついての大蔵大臣のお考えをお尋ねい

たしたい。しかも今回のこの改正法案

では、なお一段と税務官吏の税理士に

かわることを促進しようとしておられ

るのでありますから、こういうことにな

るか、お尋ねをいたしたい。

○一萬田國務大臣 お答え申します。

今御心配なさつた点は、私も全く同感

に思ひます。従ひまして、税務職員が

税理士になるについては、そういう弊

害の起らないような措置が私は必要で

ある、かようにお考えを申していただ

きます。どういふふうな措置が必要で

あるか、私どもの考えでは、いろいろ

と今日税理士法についても制約がある

ように思つております。たとえば「在

職中自己の関与した事件について税理

士業務を行つてはならない。」という

規定もあります。こういうところで、御

心配の点は一応防げるのではないかと

も考へておるのではありません。御心配

の点については、私はやはり十分な用意

は必要であるかと考へております。

○奥村委員 税務職員がその職をやめ

てすぐ税理士になれるということにつ

いては、弊害のあることは認めるとい

う大臣の御答弁でありますから、そこ

でその弊害をなるべく防ごうとしてい

るのだ、その防ごうとする方法として

は、税理士法の規定の中に、第四十二

条があつて、かつて職場で関与した事

件については、税理士になつてもかか

わることはできないという規定があ

る。しかしこの条文は、現行法という

ものは、あまり効果がない条文のよう

に私ども考へておるのであります。

かつての職場に關与した事柄というこ

とは、一体どういふことを意味するの

か。たとえば税務署長をやつておつた

人が、かつての職場で関与したといえ

ば、その税務署の管轄内の税務全般に

かかわるのではないか。あるいは国税

庁の本庁の職員であれば、しかもそれ

の上の方の幹部の方であれば、全国的

な全部の問題にかかわるということに

なつて、この規定は明確でない、かよ

うに思つております。これをもう一

つ改正すべきでないか。前の税務代理

士法のときは、税務署をやめて一年間

は税理士はできない、こういう規定が

あつた。これなら、一年間はかつての

税務の事柄に關与できないのですか

ら、これははっきりしておるのです。

今回特に税理士の機構を強化拡充する際において、その弊害を除去する意味において、この以前の規定にさかのぼって、一年間は税理士ができないということに改めたいかがですか、お尋ねいたします。

○一萬田国務大臣 私としては、今退職後一年以内には税理士業務はできない、こういうふうに禁止する考えは持っておりません。しかしもし今問題になっておる「在職中自己の関与した事件について税理士業務を行ってはならない」ということでおなす分であるとするならば、さらに行政上の監督を何らかの形で徹底させるということによって、その目的を達するのじゃないかと私は考えておるのであります。一年以内はできないというふうに持つていくのは、私としては少しどうであるうか、かように考えております。しかし御趣旨の退職した者がこういうふうな一つの——私は特権とは思っておりません。これは適所適材といいますが、そういう人がそういう仕事をするのは適当である、こういうふうにして思っております。しかしやはり仕事の関係で、御心配のような弊害も必ずしもないとは保せられませんが、また往々そういうこともあり得るのでありますから、それをどういう範囲でなるべく防ぐことが可能であるか、それは私十分検討を加えたいと思いますが、従来この立案について検討を加えた過程におきましては、あの規定もありまして、さらに行政上の監督をすれば十分であるという結論であるのであります。さよう御了承を願いたいと思えます。

○奥村委員 言葉じりをつかまえるわけじゃありません。大臣とじっくり話し合うつもりでありますけれども、今回の改正でもって、特別試験の制度は税務職員の特権ではないということですが、これは私は特権であると思いたすので、その点については、あとでな大臣の御意見を確かめておきたいと思ひます。

先ほどからお尋ねする、その弊害を除去する方法について、もう少し私どもの納得のいくような御答弁を願いたい。ただいまの規定と、それからその上は行政上の処置でこの弊害を防ぐことができると言われるが、それでは私は十分納得ができません。現に国家公務員は、公務員をやめて、在職中国国家機関と特別関係の深い官利事業に対しては、その重複となることはできない。逃げ道はありますが、こういう規定もあって、やはりかつての職場と直接関係のある仕事は、なるべく避けていこうということ、国家公務員の規定もできている。従ってこの税理士法で、今回なお一その税理士の機構を強化拡充しようとする以上は、もっとひどくなるであろうこの弊害に対して、これを除去することのできる適切な施策を法律の上に盛り込まれるべきである。しかしこれ以上お尋ねしても御答弁がありませんか、あればお答え願ひたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 私率直にお答え申し上げますが、私も御趣旨は全く異論はないです。同感であります。ただ税務職員で、従来税理士になつていられる人、ずいぶんあるわけですね。そういう人の実績といひますか、そういうような点を国税庁あたりで十分把握していると思ひますが、そういう人の従来の実績によつて、こういうふうな一応の結論

が出ております。私も実を言うと、これははなはだ率直な話で、あるいはおしかりを受けるかもしれないが、税務職員から税理士になつた人の実際の弊害が、どういふふうに具体的に現れてきているか、その非常に詳しいことを、実は私まだ十分具体的な話を聞いておりません。大体国税庁の方に、それはどうだと云つて、いや、こういうふうな程度でということしか私は聞いておりません。しかし、これはなかなかそんなことじゃないというより、な実際の状況があらますれば、これはまた考えなくちゃならぬと思ひます。

○奥村委員 具体的な弊害は、あまり考えておられぬと言われるが、私の案ずる点で、重ねて申し上げます。特に案ぜられることは、今度の法律によつて、税務職員が二十年勤続すれば、特別試験によつて——特別試験というものはあまり大した試験じゃない。特別恩恵的な試験ですが、それで税理士になれるという規定になりました。たとえば勤続十八年になつた、あるいは勤続十八年になつたもうあと一、二年で税務署を出てすぐ税理士になるのだ、もうすでに税理士の数も多くなるので、そこで税理士になつた直後、お客さんがつくかどうか。そこで、すでに税務署に在る間に、その職務と関連して、大きな会社やあるいは納税者と密接に結んで、すでに税務署をやめて税理士になつたときの用意を、税務署在職中に心がけられないか、これは人情としてあり得る。これを押えることができないか、これは全国各地でそういう不安を聞いています。これを除去する方

法をお考えになつておられますか。

○一萬田国務大臣 これは若干根本的な方針よりも、具体的な、またある意味において対策についての、技術的と言つては悪いのですが、そういう点になりますので、あるいはもう少し専門的に、国税庁長官あたりから御答弁申し上げた方がいいかと思ひますが、私の今考えますことは、試験は、これはどういふふうによつて受けますか、全部が試験を受けることも限らぬ。また受けた者が、全部合格するとも限らぬ。また合格した者が、すべて開業するとも限らない。そういういろいろな状況、それと従来の、すでに税務職員から税理士になつていふふうな人々が、どういふふうな実績を示しているのか、今御指摘のような弊害がほんとうに具体的にたくさん現れていふか、こういうふうな点によつて判断をするのが適當である。かように考えて、そういう点について、実際そういう方面を行政監督している長官の意見を聞きまして、まあこれでよろうかといふことで、私も納得してはるわけでありませう。

○奥村委員 それでは次に移ります。特別試験という制度を今度初めてお作りになろうとするのでありますが、この制度を作ろうとする理由と、その制度そのものはどういふことなんでしょうか。御承知のように、現行法で、すでに税務職員の一定の年限を勤めた者は、その携わつておつた、大さっぱに言つて税法の試験は免除されておる。そこで会計に関する試験だけを受ければ税理士になれる。そういう規定があるにかかわらず、今回なお新たに特別試験というものを設けて、計理士及び税務職員の一の方々だけを特別の試験を受けさせる。一般の方々と税務職員との間にどうしてそういう差別をつ

けようとするのか。税務職員なら税法についてはなれておられるから、税法はすでに免除しておる。そこで特別試験という制度は、その上に会計に関する試験も免除しよう、こういうお考えであるのか。この特別試験の制度を新たに作るというその特別試験の内容、制度をお尋ねしたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 この特別試験を、一定の資格のある者に対してさらに租税または会計に関する実務の試験を実施しよう、こういうのであります。が、実際非常に経験を持つておるという点だけで、すぐに税理士の資格があるとしていいか。やはり実際その実務について経験を持つておるが、そういう人について、実際の実務について一べん試験をかけて、そうしてその試験に合格した人というふうな過程を私はやはり経させるのがいいのじゃないか。何年か実務をやつておれば、当然一つの資格を得るというのが私はやはり一つの特権のようになる。実務を持つておるのとはけつこうだが、だれが見ても、この人はほんとうのいい資格を持っている、そのほんとうのいい資格を持つていふというその試験に合格してからその資格を与えるのがいい、こういう考え方で特別試験を今度置くものだと考えております。私の言うのは、わかりにくいかもしれませんが、間違つておれば、また訂正を申し上げますが、長い間税務について精通しておる、しかし一年限というふうな仕事をしておつても、当然私は何も試験を経ずして税理士なら税理士の資格を得るの

ではずそうとするのか。これは特權でしよう。この法律案を見ると、特別試験というものは、會計及び稅務に関する實務についての試験。實務の試験なんか、實務をやっていたら要らぬはずです。その理論的な試験を免除しようというのが、特別試験の内容です。大臣はその内容を御存じないのです。その点の御答弁を——これは政府職員的身分に関することでありますから、職員御答弁はあとから伺いますが、大臣は、大藏省の職員に対してこういう恩典を与えるということは、大臣とし

○渡邊政府委員　今度特別試験の考え方を出したのは、御承知のように、当時に、税理士法、できましたときに、當時在職十五年以上の者につきましては、無試験で税理士になれる資格を与えたわけです。その後の者につきましては、一応奥村委員のおっしゃるよう

に、試験を受ける。ただし一定の資格を得れば、税法の試験は受けなくとも済む、これが現行法の規定であります。ところがすでに税理士法ができました当時、在職十五年ではありませんでしたが、たとえば十四年だったり十

るうか。この場合においても、先ほど大臣もお話しになりましたように、ただ單純に、それだけの年限がたつていたら無試験でもって税理士の資格を与える、税理士法の施行当時におきましては、そういうことはやったのであります。それが少し行き過ぎだろう。そこで、やはり理論と実務を結び合したような特別試験をやることにいたしました。こういう人たちの中で、ほんとうに能力のある人は考えてやっていいんじゃないだろうか、いわばそういう二十六年に十五年在職の者につきま

味じゃないですよ。

○渡邊政府委員　特別試験というのは、これは試験を免除する意味におきまして、いわば言ひわけに何か格好を作るといったものとは考えておりません。一応普通の試験とは違います。ただ、しかし今申しましたように、その人たちは相当長い税務経験を持っている。従つて、その意味からすれば、これは二十六年のことを若干幾度も持ち出すのはいかがでしょうか、かつてはそれだけでもつて税理士の資格が

○奥村委員 私のお尋ねしたいことは、まだまだありますし、特にきょうは大蔵大臣にお尋ねしたかったのですが、大臣、どうも御答弁に立つてくれませんので、こういう質問は、いづれ主税局長初めほかの政府委員の方にお尋ねをいたします。

最後に、時間の関係もありますから、一つだけ大臣の御答弁をわずらわしいと思います。と申しますのは、この法律案は、来年度の税制の根本改正を前にして、今直ちに急いで国会を通過して施行しなければならぬ必要

はなからうか。私どもはこれを継続審議にして、税法の根本改正と並行して来国会に審議決定すべきである、かように考えるのでありますが、大臣はどのようにお考えにならないかどうか、この点であります。と申しますのは、これもこまかい議論になりますので恐縮であります。監査の制度は、実質的には、申告納税制度が非常にばけてくるという問題と関連して。現に大蔵大臣は、来年度に所得税法を根本的に改正するということを、この間通過した所得税法の提案理由の中にはつきり述べておられる。従って、現在の申告納税制度をそのまま実施するかどうかを検討しなければならぬ。その問題に関連する税理士の制度、これをこの税法改正を前にして今直ちに通さなければならぬ理由は、どうも私は明らかでないように思ふ。しかもいろいろ問題が多い。先ほどの主税局長の御答弁によつても、税理士会、計理士会、あるいは税務職員との間の妥協の問題の御答弁であつて、一般国民の納得の得るような御答弁でない。従つて、こういういろいろな問題は、直ちに大蔵委員会において継続審査にいたしましたて、国会が終了いたしましたら、休会中に国政調査をいたしました。税務行政の実態、税理士業務の実態を一度よく把握した上で、この法案を審議したい、そのように存するのであります。が、どうしてもこの国会に法案を通さなければならぬとするならば、特に取り急ぐ理由を大臣から御答弁していただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 税理士法の改正について提案いたします際に、税制の根本改正の關係についても十分検討さ

せ、また私も考えたのであります。いろいろな見方、考え方もあります。しかし必ずしも税制改革と同時にしなければならぬということでもありません。私としては、税理士法の改正をぜひとも今国会に御審議を願つて御通過をお願いしたい、かように考えております。

○松原委員長 次に、物品管理法案及び国の債権の管理等に關する法律案の両法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。石山権作君。

○石山委員 私は物品管理法案について、大臣がいろいろに、大臣に關係する点を三つばかりお尋ね申したいと思ひます。

この物品管理法案の趣旨にもあるように、これは明治二十二年以降のいろいろな法律を集約したような法律案でございます。たとえば、物品管理法の規則、あるいは会計法、国有財産法、会計検査院法、財政法等を寄せ集め、あるいはその体系を一貫したものであります。私は大臣にお聞きしたいのですが、これによつて、官庁の中でも一番に汚職があるとされている大蔵省の管理の問題などは、こんな法律によつてうまく直るものかどうか、そういう意圖があつてどういふような法律を作つたのか、これを一つお聞きしたい。

○一萬田國務大臣 いろいろと御批判がありましたが、私は大蔵省にいて、むしろ悪いことは改めて参らなければならぬが、特に大蔵省がどうというところは、當らないと思つております。これは、会計検査院等の検査の毎年の御報告の結果から見まして、どう

してもやはり物品につきまして、あるいは債権等もありますが、物品につきまして、管理を一層厳重にすることが必要である、こういう意味で実は提案をいたしておるわけであります。

○石山委員 この提案理由の中に、「物品の過大な、または不適当な調達や、不適当な管理、保管の事例」「金銭の經理、国有財産の管理と並んで物品經理の制度」とありますが、これが目的を達することができ、この法律を施行することによつてできるといふことは、言葉を変すならば、この法律が適用されると不公平なるもの、不正なるもの、汚職につながる不正なもの、このいろいろものは全然なくなるというふうな意圖を持てているようですが、この法律は、先ほど申したように、明治二十二年以来のあらゆる關係各省の法律を集約大成したにすぎないのである。ですから、ほんとに官吏が善良な——善良という言葉をよく使つておりますが、善良な意思のもとで自分の職場を十分に守れば、こんな法律を作らうが作るまいが、私は汚職や不正、不公平はなかつたように思ふのです。法律を作ることによつて、官吏が簡単に不正、不公平、不適正なことをやらないということは考えられないのです。この名目からすれば、非常によいことをうたつておるのですが、これができるとによつて、果して大臣はそれをな

くすという自信を持ておるかどうか。それからもう一つは、これは特に大臣でなければ御答弁がでないと思ふのですが、提案の趣旨には、この法律を施行することによつて不正、不公平不適正なことがなくなるという趣旨を提案しながら、国有財産のいろいろな問

題で行政管理局から大蔵省に勧告が出ていたのですが、こういうこととにらみ合せてみますと、これは新聞記事ですから、大臣が果してそういうことをおっしゃつたかどうか知りませんが、けれども、国有財産審議會を設ける、ある新聞によりますと、不動産公団を設ける、こういうことを言つておるところを見ますと、この物品管理法によつて大へんに官吏の行いとか、あるいは管理の方法とか、そういうものはよくなると言ひながら、一方では、大臣は官吏のやり方ではとてもこれはやつていけないのだ、どんなに法律を出してもこれはとてもやつていけないのだ、取締りなんかできるものじゃないのだ、だから、民間の銀行で育つた一萬田さんは、これを公団に移してみるとか、あるいは審議會にかけてみるとか、官吏から離してしまふ、こういう意見がその中にあるのではないかと、こう思つておるわけなんです、いかがでございますか。

○一萬田國務大臣 物品の管理ということが最も適正に行われる、それについてはむしろいろいろな点があると思ひます。順法精神もむしろ旺盛でなければいかぬし、モラルというものと、いろいろあります。ありますが、しかし同時に物品管理について一つの基準を置く從來とも全然なかつたとは申しませんが、法律で明確にこういふふうに取り扱うべきだという基準を与へることは、親切なやり方であり、また當然考えられなくてはならぬ。私に言わせれば、こういうようなものが出されてうまくいけば、むしろそれにこしたことはありませんが、從來の会計検査院等の御報告から見ても、むしろ

ろこういうものを出すことがおそきに失しておるのではないかと考えるようなわけであります。なお国有財産についてのことでありますが、新聞にどういふことを出しておるか私何も存じませんが、これは今審議會に諮つて、国有財産については制度自体から——単に管理とか活用というところでなくて、制度自体から一つの根本的にこれによつて、せつかく御審議を願つております。その答申を待ちまして改めて政府としても考えをきめていきたい、かように考えておるわけであります。

○石山委員 これは、物品と国有財産といふふうにきちんとして私の方で質問すればよいのですが、大臣はなかなか忙しうし、お目にかかる機会がないから、私も一つお聞きしたいのですが、行政管理局から国有財産管理に關していろいろな案が出て、皆さんの方からは答弁が出ております。私の方からは新聞を六つぐらい調べたのですが、その中で大蔵省の一番手落ちとなつた点は、つまり主計局の予算の作り方と国税庁の徴収の仕方、非常にちがひがあつたといふことが、第一に指摘されておるようであります。次には、旧軍部から大蔵省に返還されたものの不当評価の問題、そういう点があつた。ただ私ここに一番疑問に思ひ、大蔵省の責任のようには、財産税によるものと物の納納の評価であります。これは、忙しいといつても、事税金に關する限りは大蔵省ではちゃんとしたいなければならぬだろうと思つていたのですが、これが、大蔵省の所管に移るときに帳簿漏れがあつた

とか、不正記載があったというふうになり新聞では報じておりますが、そういう点は、回答の中にもあるわけなので、これははなはだ不審にたえません。軍部からきたものとか、あるいは主税局の徴税の不手ぎわとかいうことは別に、物納財産の帳簿に不正があるというところになりますと、納税の意欲というものは全然なくなるのではないか、これはどういふ理由でこういふことになったか、その理由をお聞かせ願いたい。

○一萬田國務大臣 ただいまの御質疑の点であります。たとえば大蔵省で人手が足りないから、あるいは忙しいからという理由をもって、たとえば国有財産の管理が不十分である。これは言いわけにならないのであります。その点、私も実はこれこれ言いわけ申し上げることはありません。これははなはだ相済みぬと思っております。実は管理庁にもその旨を申したのであります。ただし、今後ともそういうことのないようにぜひともしなければならぬというので、今いろいろと対策を講じておるわけでありませう。

○石山委員 もう一つお聞きしたいのは、大蔵省は、各省のうちでも非常に権力を持っているというふうな一般にいわれておりますが、この法案が通りますと、予算権と執行権を持つような印象を私は受けてならないわけなんです。こういう点は大臣はどういうふうに解釈されておりますか。

○一萬田國務大臣 今御注意下されたような点は、大蔵省としては十分注意をいたしまして、そういうことが起らないようにしたいと思っております。これは物品管理の基準を示し、こうい

うふうにやってほしいということでは、各省においてその趣旨に従っておやりを願えばけっこうであるので、決して何か大蔵省が、さらにこういふことをして権限をどうこうということとは考えておりません。一にこれは国の財産の使用に關することでありませう。國民に對して、それは最も有効かつ適正に管理かつ使用されるということをお願いが、おつておる以外の何ものでもないのではありません。

○石山委員 それは、おそらく大臣は、この条文をよく読んでいないやうなところもあるんじゃないか。たとえば三條の四項、五條の二項、あるいは十五條の三項、こういうような点を拾つてみますと、こまかいところまで大蔵大臣が、各省大臣の執行予算に悪い面があれば、関与できる態勢があるわけなんだから、こういふ点はどういふふうにお考えになつていられますか。

○一萬田國務大臣 ただいま御指摘の各條の事柄であります。これは大蔵省としては技術的に考へておるわけで、各省においてばらばらにならないやうに、統一して処理していきたい、こういう精神から出ておるわけでありませう。

○石山委員 もう一つ、あとこれで大臣の答弁はいいのですが、あまりこまかいことに触れるといかぬですが、先ほどこの法律でいろいろないことが生まれるというふうな指摘されておりますが、その場合に、その言葉の中に、不適当な調達という言葉があるわけなんです。たとえば古エンデンなど、私には防衛庁の中古エンデンなど、たまたま合を見ればございませうが、はたしてこの法律を適用して、不適当な調達

というものは押えることができるというふうな自信を持っていられますか。事例を一つだけ上げて私はお聞きしておるわけですが。

○一萬田國務大臣 何が、あるいはどういふことが不適当であるかどうか、これは別個の問題ですが、いやしくも不適当といふことがはつきりしたその事柄については、十分押えられると私は考えます。

○石山委員 大臣には、私もさういふ話をしても、なかなかほんとうのことと言わないやうだし、言つてもぐるぐる回つて、中身がつかみにくいやうな答弁を繰り返して——私は適当とか不適当とか、公正とか不公平とか、正義感とか悪いとかというところは、もつとはつきり話していただかなければ、話の核心がそれぢやないかと困りますが、あなたに何へん聞いても回りくどいございませうから、大へん御苦勞でございませう。

○松原委員長 前法案に対する石山權作委員の質疑は一応保留いたしまして、次に税制に關する件について質疑を許します。春日一幸君。

○春日委員 文部省からだれが来ておりますか。

○松原委員長 宮川學校給食課長です。

○春日委員 局長はなぜ出ないのですか。

○松原委員長 文教委員會の方へ今出席中でございます。

重大なる關連を持っております立場において、特に責任者たる管理局長の出席を求めておるわけでありませう。ところが先般來文教委員會において質問を受けておるので、暫時猶予を願いたいといふことで、時間をお待ちしておりますが、本日たゞいまに至るまで出席がありません。仄聞するところによりますと、文教委員會はすでに終つておるということでも、もし終つておるなら終つておる、続行中であるならばやむを得ないと思ひますが、この点を一つすみやかに正確に願ひたい。

○松原委員長 今使者を派遣いたしましたから、すぐに判明いたします。

○春日委員 そこで私は、使者の報告がもたらされますまで、一つ宮川君にお伺ひしたいと思ふのであります。先般來新聞紙上でもずいぶん報道され、特に本院の文教委員會、農林委員會等において特に重大視され、論議をされております學校給食用脱脂粉乳の脱税事件、われわれが聞き知つた範圍によりますと、これは明らかに文部當局の監督の不行き届き、あるいは共同謀議をしたか、いずれその問題は後日の問題といたしまして、その結果末端機関に広範な、全国各地にまたがつてあつた非常な事態を巻き起してゐることは、文部當局も御承知の通りであると思ひます。

私は、この際邊主税局長にお伺ひをいたしますが、一体この事の真相はどういふ工合のものであつたか、あなたの手元へ參つております事の真相について、その概要をこの機会にお述べを願ひたい。

○邊主税局長 お話し件につきましては、私の方で文部當局の方と共同

いたしましたして、一応どういふ姿のものになつてゐるかにつきまして数字を持っておりますが、たゞいま手元に持っておりませんので、至急取り寄せて御説明申し上げたいと思ひます。

○春日委員 それでは問題の概要を宮川課長からこの際明確に述べられたい。

○宮川説明員 横流れ事件につきましては、非常な御迷惑をかけまして、われわれ非常に恐縮を覚えております。たゞいま春日先生の御質問に對して、私の方で調査をいたしまして、事故品のミルクの払い下げ數量につきまして、御報告申し上げます。昭和十八年度に払い下げましたものが、三十一万七千五百五十三ポンドであり、二十九年に五万五千二百七十六ポンド、合計いたしまして、三十九年度に四十八万九千七百九十九ポンドとなつております。この中で税關の手續を經ましたものが、合計で二十二万四千九百七十六ポンド、税關の手續を經せんで処置をいたしたものが、二十六万四千二百三十三ポンド、かようになつております。

この払い下げをいたしました用途別を申し上げますと、三十九年度の合計で、飼料用といたしまして四十五万五千七百十三ポンド、加工用に八千七百五十六ポンド、用途不明のものが二万四千七百十ポンド、こういう調査になつております。これは各県で払い下げました數量でございます。この中には、長崎県で横流れしました數量は、この調査を作りましたときに報告未済のために入っておりません。大体三十五万ポンド程度が長崎で横流れをされた、かよ

うに承知をいたしております。

それから学校給食会の本部におきまして二十八年度に払い下げました数量が、これはトンドで出ておりますが、百六十九・四トンドでございます。二十九年度が五十六・二トンド、三十年度が六十・七トンド、かようになっております。

○春日委員 渡邊主税局長にお伺いいたしますが、大体これの推定脱税金額は、三カ年度で幾らくらいになるのですか。

○渡邊政府委員 今の確な数字は申し上げかねますが、大体推定千二、三百万円の数字ではないかというふうに思っています。

○春日委員 文部当局は、少くともこういうような学校給食用の名のもとに輸入されたこの脱脂粉乳が、不当にかつ法律に違反をして不正に処分をされておるといふことについて、この事実が実に三カ年にわたって連続的に行われておったことを何ら知らなかったのか、あるいは知っておったのに黙認しておったのか、そういうことを助長しておったのか、この際その真相を明らかにしていただきたい。

○宮川説明員 私どもは全然この事情を承知をいたしておりません。ただ事故ミルクにつきましては、払い下げますことは大蔵省令でもござっておりますので、それについては、保健所もしくは衛生試験所等の証明をもらいまして、それにおいて事故ミルクであるということの確認を得ましてから、税関の承認を得て、飼料用あるいは加工用として払い下げをするというもので、絶えずこの点につきましては指導をしておったわけでございます。横流れ事件とか、あるいは税関長の承認を得ない

で処理したものがあつたというようになるとにつきましては、今回の事件が outcome として、初めて調査の結果、承知いたしましたような次第でございます。

○春日委員 局長といたしまして、特に課長といたしまして、その責任に直接當つておる者の責任は重大であります。少くとも国はあなた方にそういう大きな権限を信託しておるのであつて、あなた方が長年にわたつて、しかも大量にわたつてこのような不正なことが行われておるといふことを善に監督しないといふことがあります。まるであなた方の目は節穴みたいなものだ。そんなことで、本日のうのうとしてその職にござつておるといふときは、恥を知らざるものはなしだと思つて、私はもう少し職責の何たるかを考えて、すべからずみずから善処されんことを要望したい。こういふやうなばかげた不正な処分が行われて、ああだこうだと言つてなまいきなことを言つておる。僕はこの際申し述べたいのだが、覚の中小企業部において、最近市中の特に製菓業者、あるいはアイスクリームの業者、あるいはまた製パン業者、こういうようなこの学童給食用の脱脂粉乳というものの依存をしておつた業者たちが、今回これが司直の手によつてつまびらかにされることによつて、このルートが遮断された。そこで一方市場の独占をはかつて、その市場に品物を出してないが、文部当局に対してそれだけの陳情をしておるはずだと思つて、その陳情の趣旨については、われわれにおいても責任的に、そうして公正な立場からい

ろいろと検討を加えてみたのだが、これは協同乳業株式会社取締役社長横井広太郎君という人、これは名古屋精糖の社長を兼ねておられると思うのだが、この長野県における、日本においても屈指の信用の置ける会社が、それをリフレッシュして、そうして殺菌をして、一切の夾雑物を除去して再製して、品物がないならば一つお間に合せでできるような協力をしよう、そういう作業引受書を添えて、あなたの方に陳情しておる。それに対する君たちの回答は、何でも文教委員会、農林委員会等において、社会党からずいぶん責められたので、こんな責められた以上、こういうものは腐るやうな何しようとかまつたものではない、われわれは断じてそういうやうなものを相手にしないというやうなことを答弁した。そうであるが、果してそうか、この機会にその真相を明らかに述べたい。

○宮川説明員 陳情を私が伺いましたことは事実でございます。ただ文教委員会等におきまして、この問題について非常に深く御質疑がございまして、そのときに、加工用または飼料用として払い下げたものが、果して熱加工等があるかどうか、そういう面について文部省としてはどこまで監督をし、見ておるかというやうな御質疑をいたしたいわけでありまして、これは、日本学校給食会といたしましては、従来払い下げをいたします契約のときには、十分に熱加工をする、飼料用のものにつきましては、加工用には一切回さないというやうな念書を取りまして、実施をしてきておつたわけでございます。形式的には責任はないと私どもは考へ

るわけでございますが、いろいろお話を承わつておきますと、やはり学校給食用として受けましたものが、たとい払い下げた後におきましても、かりにそのまま還元されて一般用に供されるというやうなことでございまして、それは、やはり道義的に責任を感じべきではないか、こういうやうな気持ちを深くいたしました次第でございます。従いまし

て文部省といたしましては、この際農林省で、御承知のように飼料用としての脱脂粉乳輸入資金として五千トンドだけ買えます経費を予算に計上いたしておりますから、むしろその方に飼料として買つていただきまして、そうしてほんとうに飼料として使つてもらうといふことができれば、それが一等われわれとしても気持ちの上においても非常に軽くなります。持て、そういうやうな処置をとりたいというわけで、農林省とお話を続けておるわけ

でございます。そういう方針を持つておるものでございますから、先ほどのやうな御陳情を受けましたけれども、これは私どもとしては、そういうやうな方針で進む、あしからずお願いをしたいと申し上げた次第でございます。

○春日委員 私は、問題をやはり国家的立場において、あらゆる局面においてその責任者たちが検討を加えて、合理的にその処分をされるべきであると考えておるのです。そこで、この問題についていろいろわれわれが調査をしたところによると、あなたが処分して用途を考えておられますこの飼料用というものは、これは全国酪農連合会、これは本年度五千トンドの輸入を決定して、なかならず六百トンドがこの四月に輸入されて、さらにこれが追い追

いと輸入されてくるという形に於いて、今そういうやうなものをもらつても困る、現実にはそれは要らないのだ、こういうことが明確に答申されておる。だから、結局あなたの方が払い下げをしように思つても、この酪農連合会、そんなものは要らないのだ、こういうことを明確に、これは農林省を通じてあなたの方にいつておるはずなんです。私の申し上げるのとは、そのことがいかに悪いといふことは別問題にして、従来長年にわたつて、一つの商習慣になつてはいけないのだけれども、しかし現在において現実の問題として、町の製菓業者やアイスクリーム業者、そういうやうな零細業者たちが、こういうやうな方面から流れてくるものに期待をしておつたといふこの現実、これはやはりとりえ何らかの救済策を講じてやらなければならぬと思つて、これらの諸君の事業計画は、この不良品のコストに、さらにこれを二百度の高温処理によつて殺菌を施すその加工料、それから税金、こういうやうなものを加えても十分現在ならば市場採算に合つておる。そ

うしてまたそれをもらわなければ、パン屋の生業もアイスクリーム屋の事業もビスケット屋も商売が成り立たないで困つておると言つておるんです。それで一方飼料用は、これをもう手当はしてやるから要らないといつておる。それから業者は、飼料の独占を期して市場に出していない。だから業者は成り立たなくて困つておる。現在ここに何百トンドかの品物を政府が手持ちしておる。だからそれをくれといつたら、なるほどそういうやうな意見もあるかといふことを冷静に判断して、そ

うしてそういうことの適合についてこれを白紙で検討して、そして処理ができるかできないかを論ずべきものであつて、こんなものは腐るうとどうしようも、国会でやつつけられたから絶対にやりません、こういうような不愉快な偏狭なヒステリックな答弁をするということがありますが、少くともあなたは文部省の学校給食課長として、ここに述べられただけでもすでに何十万ポンド、トータルにして三カ年間に五千万ポンド、こういう大きな量を扱つてきて、しかもその中には、避けがたいいろいろな不良品が出てくる、その不良品を合理的に経済的に処分するといふようなことは、あなたの職責の中の付帯事項として当然考えられていいことだと思ふ。飼料用としてやるということも、それは考えられることだけれども、飼料用は飼料用として初めからそういう成分のものが作られるのであつて、少くとも学童給食用に作られた優良な品物が、輸送の途中に破損したり変質物が入つたら、そういうようなものを除去して、そうして完全なものにして、それが国民の栄養のために役立つといふのだつたら、そういう方向へも向つて大いに研究をしていくという態度が私は当然期待されることだと思ふ。それを、国会で問題になったから、もう腐るうとどうしようといふの知つたこつちやない、あなたの方の陳情は受けないといつて、中小商工業者たちが団体を作つて、正当のルートを踏んであなたの方に陳情しているといふのに、そういうようなふてくされた答弁をするといふことがありますが、こういうようなことについては、一体どういふような考え方を

持つておられるか。あなたの方の考え方を一つ述べてもらいたい。なおあなたの答弁によると、酪農の方に与つておられるけれども、酪農の方は、現実に五千トンの輸入の割当が計画されて、すでに六百トン入つてきておつて、この秋になれば過剰になるから、あれは要らぬといつておる。要らぬところにやる必要がありませんか。これは飼料用として輸入したもののじゃないんだから、学童給食用に充てることのできないならば、次善の策として、最も高い効率を考へて、その品物を国家的立場においてどういふことに使つたらいいかといふことを考へるのが、あなたの責任じゃありませんか。それを、腐るうとどうしようといふ知らぬといふことは、一体どういふわけだ。それを一ぺん答弁してみなさい。

○宮川説明員 私、腐つてもほうっておくといふようなことを言つたように、ただいまは記憶しておりませんが、そういうふうにお聞きになつたような表現がかりにあれば、これは私の不用意でありまして、この点はお許しをいただきたいと思ひます。ただ学校給食用ミルクにつきましては、御存じのように、アメリカから一ポンド二セントで、特別の価格で購入をいたしております。従ひまして、学校給食用に使えないものでも、加工用としてりっぱに使へるものでありますならば、われわれとしては、むしろ加工したものとしまして学校給食用に充てることゝ妥当ではあるまいか。最近そういうふうな考え方を持つてきておるわけでございます。と申しますのは、ミルク事件がアメリカ側にもかなり強く響きまして、ただいま二セントで買つておりました

すミルクにつきましても、かなり値上げ問題とか、そういうことも起りそうなのが心配をしますし、この事故ミルクの処分結果につきましては、やはり相当注目をしておるように見受けられる節もございまして、従ひまして、少くも食用に充て得るというものであるならば、むしろこれを学校給食用に充てるのが当然ではないかといふようなことを言われるおそれもあるのではないかと、こういう考えを頭の中には持つておりますので、飼料としてならば、これは食用には供し得ないもので、従つて学校給食用にも当然供し得ないものだといふことで、十分アメリカ側に対しまして、かりに何らかの話がありましても、弁明もできるであらうといふような考えを持つておるわけでございます。そういうようなことを考へておりますので、陳情に対しましては、実はお受けできないとはつきり申し上げたような次第でございます。

○春日委員 これは専門的な問題であるから、十分合理的に検討されてしかるべきだと思ふが、今あなたの御意見によると、そういうふうに加工作して学校給食に充てたいといふことだけれども、問題は、学校給食の場合は、粉ミルクそのものを高い密度においてこれを学童に直接支給するという形になると思ふ。ところがこれを加工用に戻してあげば、ペンの中に混入するとか、あるいはお菓子の中に混入するとか、チョコレートの中に入れるとか、しかもその生産過程において、高い熱度の処理がさらにダブつて加えられていくといふことで、学童給食には多少の危

惧があるかもしれないけれども、しかしながら、そういうような加工用ならば、全然食用に供しても支障はない、こういうようなことは、だれが考へたつて常識的に出てくる結論だろうと思ふのです。それで、今あなたの方の当初の方針は、これは飼料用に出していくなのだけれども、現在そういうような町の中小商工業者が品物が全然なくなつて困つておるのだ。しかもその現物はあるのだ。そして町工場ではなく、一流の大会社が、デンマークから高性能の機械を買入れた長野県の協同乳業が責任を持つて一つ危険のない状態、りっぱなものにするに協力いたしますという引受書も出ておるならば、こんなものは、白紙の問題として当然検討してやるべき問題であつて、そんなことを言下に拒絶すべき性質のものじゃないと思ふ。別にアメリカから持つてきたからといって、アメリカが宮川個人に対して好意で送つてきたものじゃないのだから、国と国との関係においてそういう品物ができたら、そうしたら、この品物がこんなふうな障害品ができたが、これをどうしたらいいだろう、あらゆる意見を取つて、そこの中から最もいい結論を出して国家的立場、総合的経済的高度の立場からこれを検討して、そうしてこれを急速に処分すべきであつて、国会で問題になつたから意地でもそういう方向へやらないといふことなら、うっかり国会に陳情できないじゃありませんか。そういうような見解をとつて、ヒステリックな回答を国民に対して与え、しかもその業者が全国的に団体を作つて、個人が自分が何か利権に関係をして、これによつて処分しようといふ

のではなく、現実に今東京も名古屋も大阪もそういう品物がなくて、この夏を越すのに非常に困つておる。そうして危険のない状態に加工するといふことで、業者相互間のこういうような加工に関する綿密なる打ち合せも遂げてあなたの方のところに付たならば、あなたの方のそれを受けて立つて、国会の論議に付するなり、あるいはまたあなたの方の正当な委員会の協議に付するなりして、そして問題を処理すべきものであると私は考へるが、依然としてあなたの考えは変わらないのであるかどうか、この点をもう一ぺんお伺いをいたしたい。

○宮川説明員 先ほど申し上げましたように、大体従来の方針でやつていくようにしたい、こういう考へでございます。

○春日委員 従来の方針とは何ですか。

○宮川説明員 飼料用といつたしまして、農林省の方に買つてもらうといふような方向で参りたい、こう考へております。

○春日委員 農林省の方に買つてもらいたつたところ、農林省も酪農協会も、そんなものは要らぬと言つてゐる。初めから飼料用として作られたものが五千トン入つてくる、それがすでに六百トン入つてきて、そんなものは要らぬと言つておる。要らぬと言つておるところに、何のために買つてもらうのか、そのわけを聞かしてもらいたい。

○宮川説明員 私どもが現在農林省と話をしております段階では、要らぬといふことは聞いております。ただ五千トンの範囲内において、学校給食用の事故品が年間二百トンとか三百トン

できる見込みでありますから、それをあらかじめ計算に入れて輸入の方を考へていただくというようなことに話し合ひを進めておるのであります。現在のところ、余っておるから要らぬということは私は聞いておりません。現に農林省の夏季牛乳製品の需要対策に對しましても、学校給食用の脱脂粉乳の不良品を飼料用に転用することにより、増産によつてこの需給緩和をはか

る、こういうことが要綱の第二であります通り、大体飼料用として学校給食用の不良品のミルクを充てるのだという構想は、農林省当局も持っていて下さるわけでございます。

○春日委員 日本乳製品協会は、国産品の二百トンの不良品が出てくる、さらに外国から五千トン入ってくる、こういうことで、すでに需要を満たして余りあるものがあるのだから、今そういうようなものを分けてもらう必要はないと言つておる。これは私が調査したところの大体の状況であるが、しかしあなたは、農林省は要らぬということと言つておらぬという前提に立つて基本方針を貫こうとしておられる。私はこの機会にお伺ひしたいことは、もし農林省並びに酪農協会が私が調査をしたごとく、それは要りませんという場合はどうするか、これを一つ伺ひたい。

○宮川説明員 私はそういうことはないと考へておりますので、そういう場合のことを現在では考へておりません。五千トンの輸入量の中に、学校給食用ミルクの不良品として出ますものをあらかじめ入れまして輸入をしてもらうということであれば、その五千トンのワケ内でございますから、これ以

上に出る、プラス・アルファになるのじゃなくて、ワケ内としてそういうふうにしてもらう、こういう考へを持つておるわけでございます。

○春日委員 私、問題は処理の仕方が非常に官僚的で、これはけしからぬと思う。現実の問題として、われわれが調査した範囲内では、酪農協会もそれは要らない、すなわち国内産で二百トンの事故品が明らかに出るものであるから、それを優先的に振り向けるので、この際学校給食用の不良品は飼料用として介在する余地はないということを明らかに言つてきておるわけです。一方、町の中小零細業者たちは、こういうものが入つてこないことによつて、また今回のこの脱税事件に便乗をして、四大商社が値段のつり上げをはかつておる、品物の出し惜しみをする、こういうようないろいろなしわ寄せで非常に困つておるというこの段階において、当然国は何かの形で、できるものならば救済の措置を講ずべきものであると思う。しかしながら、こういうような高度の政策については、課長相手に話しておてもなかなか問題の解決はつかないと思ひますし、本日は時間もだいぶたつておりますから、いずれこの次の機会に清瀬文部大臣、それから局長の出席を願ひまして、この処理を国家の高度の経済的視野に立つてされることのために、一つ論議を行いたいと思ひます。本日は私の質問はこれにて一応留保いたします。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十一日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和三十一年五月十二日印刷

昭和三十一年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局